厚生労働省
愛知労働局
Press Release

労働基準法違反の疑いで書類送検

～違法な時間外労働の疑い～

豊橋労働基準監督署（署長 井奥善久）は、令和８年 11 月４日、下記の被疑者を労働基準法違反の疑いで名古屋地方検察庁豊橋支部に書類送検した。

記

１．被疑者

株式会社松井工業ほか１名

（所在地：愛知県豊橋市浜道町　　事業内容：プラスチック製品製造業）

２．被疑条文

労働基準法第 32 条第１項、第２項（労働時間）

労働基準法第 119 条（罰則）

労働基準法第 121 条第１項（両罰規定）

３．被疑内容

労働基準法では、同法第 36 条第１項の規定に基づく労使協定（以下「36 協定」という。）を所轄労働基準監督署長に届け出た場合には、36 協定で定めた延長時間まで、法定労働時間を超えて、労働させることができる旨規定されているが、被疑者は、有効な 36 協定を締結することなく、労働者２名に対し、法定労働時間を超えて、時間外労働を行わせた疑いがあるもの。

４．関係法条文

労働基準法

(労働時間)

第 32 条

１　使用者は、労働者に、休憩時間を除き１週間について 40 時間を超えて、労働させてはならない。

２　使用者は、１週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き１日について８時間を超えて、労働させてはならない。

（時間外及び休日の労働）
第 36 条
1　使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第 32 条から第 32 条の５まで若しくは第 40 条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

(罰則)
第 119 条
次の各号のいずれかに該当する者は、６箇月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処する。
一　第３条、第４条、第７条、第 16 条、第 17 条、第 18 条第１項、第 19 条、第 20 条、第 22 条第４項、第 32 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条第６項、第 37 条、第 39 条（第７項を除く。）、第 61 条、第 62 条、第 64 条の３から第 67 条まで、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 79 条、第 80 条、第 94 条第２項、第 96 条又は第 104 条第２項の規定に違反した者

(両罰規定)
第 121 条
1　この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。